

千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日に
ロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の説明書

外
務
省

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
5 他の国際約束との関係	二
二 協定の内容	二
1 特別の同盟の形成及び国際分類の採用	二
2 国際分類の使用及び法的範囲	二
3 専門家委員会	二
4 国際分類並びにその修正及び追加の通報及び公表	二
5 管理規定	三
6 最終規定	三
三 協定の実施のための国内措置	三
(参考)	四

一 概説

1 協定の成立経緯

意匠を他人の無断使用から保護することを目的として、多くの国が意匠の登録制度を設けており、また、既に登録されている意匠の調査等登録審査の際の便宜を図るため、意匠の分類も有している。しかしながら、各国がそれぞれ異なる分類を採用していることは、出願人が複数国へ出願するケースが増加する中、不便なものであるため、意匠の国際的な分類を作成する必要性が生じ、この協定を管理する世界知的所有権機関（WIPO）の前身機関である知的所有権国際保護事務局（BIRPI）事務局長の呼掛けに応じ、関心国間でこの協定の策定に向けた作業が開始された。その結果、昭和四十三年（千九百六十八年）にロカルノにおいてこの協定が採択され、昭和四十六年（千九百七十一年）に発効した。その後、昭和五十四年（千九百七十九年）に、総会の開催頻度や予算年度に関する規定の修正が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、締約国が採用する意匠の国際分類、その修正及び追加の手續等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、我が国として意匠の国際分類の修正及び追加の手續に関与するとの見地から有意義であると認められる。

3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 意匠の単一の分類である国際分類を採用し、意匠の寄託又は登録のための公文書等に、意匠が構成する物品の属する国際分類の類及び小類の番号を記載すること。

(2) 締約国が形成する同盟の運営予算に係る年次分担金を支払うこと及び総会が運転資金の増額を決定する場合にはこれに対する分担額を支払うこと。

4 早期国会承認が求められる理由

今後、我が国を指定する国内外からの国際登録出願が行われ、審査の際に国際分類を利用して調査する機会が増すことが想定される。この協定に基づいて設置された専門家委員会において国際分類の改訂作業が行われる際に、我が国もこの作業に関与し、我が国

の意見を国際分類に反映させ、国際分類の利便性を向上させていくことは極めて重要であることから、この協定を早期に締結することが望ましい。

5 他の国際約束との関係

ストックホルムで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という。）（昭和五十年（千九百七十五年）十月一日に我が国について効力発生）の締約国は、この協定を批准し、又はこの協定に加入することができる。また、この協定は、パリ条約と同一の効力及び有効期間を有する。

二 協定の内容

この協定は、本文十五箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 特別の同盟の形成及び国際分類の採用（第一条）

この協定の締約国（以下「同盟国」という。）は、特別の同盟を形成し、意匠の単一の分類（以下「国際分類」という。）を採用する。

2 国際分類の使用及び法的範囲（第二条）

(1) 国際分類は、この協定に定める要件に従い、事務的性質のみを有する。同盟国は、適当と認める国際分類の法的範囲を定めることができる。

(2) 同盟国は、国際分類を主たる体系又は副次的な体系として使用する権利を留保する。

(3) 同盟国の官庁は、意匠の寄託又は登録のための公文書等に、意匠が構成する物品の属する国際分類の類及び小類の番号を記載する。

3 専門家委員会（第三条）

同盟国は、専門家委員会において代表される。専門家委員会は、手続規則に従って組織され、国際分類の修正及び追加の採択に関する決定を単純多数による議決で行う。

4 国際分類並びにその修正及び追加の通報及び公表（第四条）

国際事務局は、専門家委員会によって決定された国際分類の修正又は追加を同盟国の官庁に通報し、国際分類の寄託者として、効力の生じた修正及び追加を国際分類に組み入れ、定期刊行物により公表する。

5 管理規定（第五条から第七条まで）

同盟の総会、国際事務局及び財政について規定している。

6 最終規定（第八条から第十五条まで）

修正及び改正、批准及び加入並びに効力発生、この協定の効力及び有効期間、廃棄、署名、用語等について規定している。

三 協定の実施のための国内措置

1 この協定の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。

2 この協定の実施に伴い当面予想される予算上の措置としては、同盟の運営予算に係る分担金の支払がある。

(参考)

1 採択 昭和四十三年十月八日 ロカルノにおいて採択

2 効力発生 昭和四十六年四月二十七日

3 署名国 二十二箇国

アルジェリア、オーストリア、ベルギー、チェコスロバキア（*）、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、イラン、イタリヤ、ケニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スイス、アメリカ合衆国、バチカン、ユーゴスラビア（*）

（* 国家として消滅した。）

4 締約国 平成二十六年二月一日現在 五十三箇国

アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、中華人民共和国、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ギニア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリヤ、カザフスタン、大韓民国、キルギス、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、北朝鮮（**）、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トリニダード・トバゴ、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン

（** 我が国は、国家として承認していない。）